高齢の方の権利を守る『権利擁護』をご存知ですか

住み慣れた地域で 安心して暮らしていくために

健康福祉課・南部地域包括支援センターでは、高齢者の皆さんが住み慣れた地域で安心した生活を続けられるように、権利を守る（権利擁護）取り組みをしています。

■認知症などにより判断能力の低下している方、将来的に心配な方を支援します

現在、認知症などで判断能力が低下して、財産の管理や日常生活上の契約などに不安のある方に対し、下記の制度を紹介したり、利用手続きの支援等をします。

◆日常生活自立支援事業（旧 地域福祉権利擁護事業）

福祉サービス利用や日常的な金銭管理の援助などの本人の自己決定を支える事業です。

〈主な支援内容〉

・福祉サービスの利用援助…サービスの情報提供や、手続き方法、利用についての助言

・日常的金銭管理サービス…公共料金や家賃など生活に必要な支払いや生活費等の預貯金の払い戻し、預け入れなどの支援

・書類等預かりサービス…預貯金通帳や権利証、実印など大切な書類を預かり、保管

◆成年後見制度

本人に代わって契約や財産管理をする制度です。

〈主な支援内容〉

・財産管理…年金や資産など本人に必要な支出を維持・管理

・身上監護…入院・入所手続きや費用支払い、介護保険サービス利用手続き

◆任意後見制度

将来、認知症などにより判断能力が衰えた場合に備えて、あらかじめ代理人（任意後見人）を決めておくこともできます。

■悪質な訪問販売等による被害を防止します

高齢の方を狙った仏像・海産物の販売など悪質な訪問販売や振り込め詐欺など、弱みに付け込んで財産を奪ってしまう事件が増えています。あやしいと思ったり、被害にあった時には、すぐにご相談下さい。

※健康福祉課・南部地域包括支援センター以外にも専門の相談先があります。

・町民生活課（天萬庁舎内）☎64-3781

・消費生活センター ☎34-2648

■高齢者虐待を防止します

本人、養護者（介護者）、周囲の人からの高齢者虐待についての通報・相談を受けた場合、他の関係機関と連携して高齢者の権利を守ります。

法律では、虐待に気づいた人は、市町村への通報義務が定められています。早期に発見し、専門機関が関わることで、虐待の深刻化を防ぐことができます。虐待を発見したり、虐待があると思われた時は連絡して下さい。

※通報者が誰であるか等の個人情報は守られます。

養護者（介護者）が介護により心身ともに疲労し、追い詰められていることも虐待の原因の一つにあげられています。虐待をした介護者に対しても、介護の負担やストレスを軽減するためのサービスを紹介したり、情報を提供します。

【権利擁護等の問い合わせ先】
■健康福祉課
■南部地域包括支援センター（健康管理センターすこやか内）
（どちらも）☎66-5524